

## 豊田市都市公園条例第5条許可等の審査基準（1/5）

処分名	行為許可、行為許可事項の変更許可 （1）～（4）の行為に共通
根拠法令及び条項	豊田市都市公園条例第5条第1項（行為の制限） 豊田市都市公園条例第6条（許可の特例）
法令番号	昭和38年3月25日 条例第6号
審査基準	<p>豊田市が管理する都市公園において、公園施設を使用して一定の行為をしようとする場合は、市の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、次の基準のいずれかに該当する場合は、許可することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園管理上（施設、設備又は物品を損傷するおそれがある等）及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがある場合。</li> <li>2 暴力団の利益となると認められる場合。</li> <li>3 衛生上支障がある場合。</li> <li>4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合</li> </ol> <p><u>また、仮設工作物<sup>※</sup>を設ける場合、都市公園法第6条第1項に基づき占有許可を行う。この場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所をも使用する場合であっても、行為許可、行為許可事項の変更許可は要しない。</u></p> <p><u>※「仮設工作物」とは、容易に人力で動かすことができない工作物をいう。容易に動かすことができる工作物（簡易なテント等）を用いた占有については、行為許可、行為許可事項の変更許可を要する。</u></p>

## 豊田市都市公園条例第5条許可の審査基準（2/5）

処分名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
根拠法令及び条項	豊田市都市公園条例第5条第1項第1号（行為の制限）
法令番号	昭和38年3月25日 条例第6号
用語の意義	<p>1 「行商」とは、常設の店舗を構えずに移動しながら物品販売を行うもの。なお、「物品販売」とは、商品を有料で販売する行為をいう。</p> <p>2 「募金」とは、寄付金などを広く一般から募るもの。</p> <p>3 「その他これらに類する行為」とは、物品頒布、献血、署名運動等するもの。なお、「物品頒布」とは、物品や資料等を無料で配る行為をいう。</p>
審査基準	<p>1 物品の販売</p> <p>(1) 原則として催しの一環として行われ、当該催しの主催者から申請されたものであること。</p> <p>(2) <u>ただし、鞍ヶ池公園等において、施設状況や周辺地域への影響が少ないなど一定条件を備えている場合は、催しの一環によらない露店、キッチンカーの許可など弾力的に運用する。</u></p> <p>(3) リサイクル活動の推進を目的とするフリーマーケット及び地域振興を目的とする物産展は、単独で行うことができる。ただし、物産展は、原則として国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援のもとで開催されるものであること。</p> <p>(4) 販売する物品は、公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。</p> <p>(5) 販売する物品は、催しの内容に合致するものであること。</p> <p>(6) 販売する物品は、持ち帰りができるもの又はその場で消費できるものであること。</p> <p>2 募金、署名運動等</p> <p>(1) 公共公益的目的で行われ、催しの内容に合致するものであること。ただし、公園内で活動するボランティア団体が、その活動をするために必要な資金を確保するため当該公園内で行う募金については、単独で行うことができる。</p> <p>(2) 一般の公園利用に支障を与えない場所で行われるものであること。</p>

## 豊田市都市公園条例第5条許可の審査基準 (3/5)

処分名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (2) 業として写真又は映画を撮影すること
根拠法令及び条項	豊田市都市公園条例第5条第1項第2号(行為の制限)
法令番号	昭和38年3月25日 条例第6号
審査基準	1 公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚す撮影でないこと。 2 一般の公園利用に支障を与えないものであること。 3 「業」として扱うものは、「撮影を職業として行う場合」、「撮影を営利目的で行う場合」等をいう。

## 豊田市都市公園条例第5条許可の審査基準（4/5）

処分名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (3) 興業を行うこと
根拠法令及び条項	豊田市都市公園条例第5条第1項第3号（行為の制限）
法令番号	昭和38年3月25日 条例第6号
用語の意義	<u>1 「興行」とは、観客や参加者を集め、料金を徴して、演劇・音楽などの公演・映画・見世物などを催すものをいう。一般的には、営利を目的として開催されるが、慈善興業（チャリティ）や寄附興行など採算を考慮しないものも存在するので、料金の徴収の有無だけでなく内容で判断する。</u>
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序又は善良な風俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。</li> <li>2 入場料を徴収する場合は、料金が適正なものであること。</li> <li>3 大規模な興業は、開催当日の事故防止措置（交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制）及び環境衛生対策（仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解）等がとられていること。</li> <li>4 原則として、公開性を有する催しであること。ただし、開催時期や開催場所等を総合的に勘案し、公園の本来利用が大きく妨げられないと判断される場合はこの限りでない。</li> <li>5 「公開性」とは、来園者が自由に参加・観賞等ができる時間や場所を設けている場合や、催しに参加・鑑賞等をするために入場券等を広く一般に販売・配布している場合などをいう。</li> </ol>

## 豊田市都市公園条例第5条許可の審査基準（5/5）

処分名	行為許可、行為許可事項の変更許可 (4) 都市公園の全部又は一部を独占して展示会、博覧会その他これに類する催しを行うこと
根拠法令及び条項	豊田市都市公園条例第5条第1項第4号（行為の制限）
法令番号	昭和38年3月25日 条例第6号
用語の意義	<p>1 「展示会」とは、美術品、商品、作品、資料などを並べて一般に公開する催しをいう。</p> <p>2 「博覧会」とは、産業、貿易、学術・技芸などの振興・促進のために、種々の産物、文化財などを集めて広く一般に公開する催しをいう。</p>
審査基準	<p>1 催しの内容が、次に掲げる都市公園の本来の利用目的のいずれかに合致していること。</p> <p>(1) 公共的な主旨のもとに行う催し 行政等が都市緑化、環境保護等社会意識の向上のために行う講演会、シンポジウム等</p> <p>(2) 体力・健康づくり、娯楽としての催し 運動会、協議会、祭り、レクリエーション大会等</p> <p>(3) 文化向上のために行う催し 展示会、演奏会、演劇、講演会、シンポジウム、コンクール等</p> <p>(4) その他交流等を目的とした催し</p> <p>2 入場料を徴収する場合は、料金が適正なものであること。</p> <p>3 大規模な催しは、開催当日の事故防止措置（交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制）及び環境衛生対策（仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解）等がとられていること</p> <p>4 過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加者に含まれていないこと。</p> <p>5 一般の公園利用に支障を与えないものであること。</p>